

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

（情報公開一答申第 12 号）

◆諮問第 12 号（情報公開）

平成 20 年 2 月 12 日 14 時から伊勢崎市清掃リサイクルセンター 21 で行われた伊勢崎市環境事業協同組合代表者会議の内容に係る文書を不存在とすることとする決定に係る異議申立てについて

様式第 20 号（第 16 条関係）

伊情個審答申第 1 2 号

平成 2 8 年 6 月 2 8 日

伊勢崎市長 様

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 根岸 慎一

行政情報を不存在とすることとする決定に係る異議申立てについて（答申）

平成 2 7 年 1 0 月 1 5 日付け伊環政第 3 7 0 - 4 号で諮問のありました下記の異議申立てに係る事件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 諮問番号 諮問第 1 2 号（情報公開）
- 2 事件名 平成 2 0 年 2 月 1 2 日 1 4 時から伊勢崎市清掃リサイクルセンター 2 1 で行われた伊勢崎市環境事業協同組合代表者会議の内容に係る文書を不存在とすることとする決定に係る異議申立てについて

答 申 書

第1 審査会の結論

本異議申立てに係る事件（以下「本異議申立事件」という。）の対象となった行政情報については、結論として、伊勢崎市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人である有限会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇氏（以下「異議申立人」という。）に対して行った、行政情報の不存在とした決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経緯

- 1 平成27年8月5日付けで異議申立人は、実施機関に対して、伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により「平成20年2月12日14時から伊勢崎市清掃リサイクルセンター21で行われた伊勢崎市環境事業協同組合代表者会議の内容に係る文書」について、行政情報の公開請求（以下「公開請求」という。）を行い、実施機関は、同月6日付けで当該公開請求を受け付けた。
- 2 平成27年8月19日付けで実施機関は、異議申立人の行った公開請求に対して、平成20年2月12日14時から伊勢崎市清掃リサイクルセンター21で行われた伊勢崎市環境事業協同組合代表者会議の内容に係る文書について、代表者会議の議事録を作成していないため、不存在とする本件処分を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成27年9月9日付けで異議申立人は、実施機関に対して、本件処分は条例の解釈及び運用を誤ったもので、違法な処分であることから、「本件処分を取り消すとの決定を求める」との趣旨で行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立て（以下「異議申立て」という。）を行い、同月10日付けで実施機関は、これを受け付けた。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、行政情報公開決定等理由説明書及び審査会における口頭理由説明により、本件処分の理由について、次のように説明している。

1 伊勢崎市情報公開条例第3条第2項第3号について

伊勢崎市情報公開条例では、実施機関の責務として、「実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握し、次に掲げるところにより、情報公開制度に係る施策の一層の充実に努めるもの」とし、次に掲げるところでは、「市政に関する情報（以下「市政情報」という。）であって、行政情報として保有していないものの公開を求められた場合は、説明等の方法により、当該情報を提供しよう努めること」としている。

2 市政情報について

市政情報とは、市政に関する情報（以下「市政情報」という。）であって、市が市民に対し広く発表、公開しているような情報であり、広報等に掲載する類の情報である。このため、説明等の行為が必要となる対象は、市政情報であることが前提となるとしている。

3 代表者会議の位置づけについて

ここでいう代表者会議とは、伊勢崎市環境事業協同組合で組織されている組合員、すなわち各清掃業者の代表となっている者と本市職員が出席して開催された参加者が限定された会議であり、一般廃棄物収集運搬業務委託契約書の引渡しや、当該契約締結に係る事務連絡を主な内容とした会議であったとしている。

4 伊勢崎市情報公開条例第29条について

伊勢崎市情報公開条例では、行政情報の適正な管理等として、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政情報の管理に関する必要な事項を定め、これに基づき、行政情報を適正に管理するものとする」としており、第2項で「実施機関は、迅速かつ容易に行政情報を検索することができるよう、前項の規定により管理する行政情報の目録その他の資料を作成し、一般の利用に供するものとする」としている。

5 議事録の作成と保管について

代表者会議は、一般廃棄物収集運搬業務委託契約に係る事務連絡を主な内容とした会議であり、なんらかの意思決定や協議がなされた会議ではなく、実務的な内容の会議であったため、議事録を作成する必要はなく、現に議事録を作成していないことから、資料の保管をしていないものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書において、本件処分は違法であり、条例の解釈及び運用を誤ったものであるため、本件処分を取り消すべきである旨の主張をしている。

1 主張の内容

異議申立書及び意見書による異議申立人の主張の内容は、概ね次のとおりである。

(1) 伊勢崎市情報公開条例第3条第2項第3号について

実施機関は、市政情報とは、「市政に関する情報であって、市が市民に対し広く発表、公開しているような情報であり、広報等に掲載する類の情報である」としているが、市民は、市政情報と行政情報の区分が困難であるため、同じ情報であると考えており、広報等に掲載する情報の公開は求めているとしている。

(2) 代表者会議の内容について

代表者会議は、一般廃棄物収集運搬業務委託事業の大幅な方針と契約内容の変更がされたことにより開催されたものであるため、実施機関のいう事務連絡的な会議ではない。

(3) 伊勢崎市情報公開条例第29条について

実施機関は、一般廃棄物収集運搬業務委託事業の大幅な方針と契約内容の変更であることから、契約に関する重要な行政情報に該当するため、なんらかの行政情報を作成し、適正に管理すべきである。

(4) 議事録の作成について

実施機関は、一般廃棄物収集運搬業務委託事業の大幅な方針と契約内容の変更であることから、契約に関する重要な行政情報に該当するため、なんらかの会議報告に類する行政情報を作成しているものと考えられる。

(5) 上記(1)から(4)までのことから、本件処分の取り消しを求めて本異議申立てに及んだものである。

第5 審査会の判断の理由

審査会は、異議申立人が上記第2. 異議申立ての趣旨及び経緯の3項で「本件処分を取り消すとの決定を求める」趣旨から、実施機関が行政情報を不存在とした妥当性について審査した結果、以下のとおり判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「行政情報の公開を請求する市民の権利を保障することにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、地方自治の本旨に即した市政の進展に寄与する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、市民が積極的に市政へ参加することを推進するとともに、市政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた市政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い市民から公開請求のあった行政情報を原則として公開しなければならない。当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、個別のかつ適切に判断されなければならないことはいうまでもない。

2 代表者会議の性質について

実施機関は、代表者会議について伊勢崎市環境事業協同組合で組織されている組合員、すなわち各清掃業者の代表となっている者と本市職員が出席して開催された参加者が限定された会議であり、内容については、既に一般廃棄物収集運搬業務委託に対して締結済みである契約書の引渡し等が行われた会議であったと説明している。

これに関し、実施機関から提出された参考資料である「代表者会議の開催について(通知)」を検分してみると、いわゆる一般的な通知文として構成されており、代表者会議の1. 日時、2. 会場、3. 議題として平成20年度一般廃棄物収集運搬業務委託についてと明記されており、3. 議題の下欄に※の注意事項として「当日は各組合員の代表者の出席をお願いいたします。また、契約書をお返しいたします。」と明記されている一文があることから、すでに契約内容については、事前に何らかの意思決定がされていることが考えられる。このことを踏まえ、当該代表者会議では、一般廃棄物収集運搬業務委託契約書の内容に関する意思決定や協議等がなされた会議とは考えにくいことから実施機関の説明は合理的であると考えられる。

3 本件対象行政情報の構成について

本件対象行政情報は、当審査会が見分したところ、「平成20年2月12日(火)に伊勢崎市清掃リサイクルセンター21で開催された伊勢崎市環境事業協同組合代表者会議における資料及び議事録等に関連する一切の文書」(以下「代表者会議における資料及び議事録等に関連する一切の文書」という。)である。これら対象文書の存否、条例第3条第2項第3号の該当性及び条例第29条に反するか否かについて検討するものである。

4 代表者会議における資料及び議事録等に関連する一切の文書の存否について

2. 代表者会議の性質について述べたとおり、この会議では、一般廃棄物収集運搬業務委託に関する事案についての意思決定等がなされたものとは考えられないため、伊勢崎市文書管理規則第7条第3項第1号に規定する文書作成をすべき場合に該当しないものであると考えられ、議事録等を作成していない実施機関の説明に不合理はないものであると考えられる。

なお、審査会としては、代表者会議の議事録とは別に次第や資料等が保管されていないかどうか実施機関に立ち入り検査をし、現地にて該当すると思われるすべての書類の確認を行ったが、代表者会議における資料及び議事録等に関連する一切の文書は存在しなかった。

5 本件異議申立事件の争点について

審査会は、実施機関が行った不存在とすることとする処分が条例に照らして妥当であると認められるか否かを審査した。

6 本件異議申立ての理由として主張する条例第3条第2項第3号の該当性について

条例第3条第2項第3号は、市政に関する情報であって、行政情報として保有していないものの公開を求められた場合は、説明等の方法により当該情報を提供しよう努めることとしており、実施機関の説明及び異議申立人の主張を整理すると、本件対象行政情報が市政に関する情報に該当するか否かが本異議申立事件の争点の1つと考えられる。

そこで、当審査会としては、市政に関する情報について審議し、条例第3条第2項第3号の該当性について検討することとした。

(1) 市政に関する情報の解釈

条例第26条第1項では、「実施機関は、市政への市民参加をより一層推進し、又は市民の福祉を向上させるために必要な市政情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。」とし、第2項では、「実施機関は、広報手段の充実及び広報媒体の積極的な活用に努め、その保有する情報を市民に積極的に提供するとともに、市政情報を提供する場所を整備し、一層市民の利用しやすいものにする等情報提供に係る施策の充実に努めるものとする。」としている。さらに施行規則第20条では、「条例第26条第2項に規定する市政情報を提供する場所として、本庁舎及び各支所庁舎に市民情報コーナーを設置する。」としている。このことを踏まえ、伊勢崎市市民情報コーナー管理運営規程第5条では、市民情報コーナーにおいて収集、整理及び保管をする市政情報は、法令等の規定により公表が義務付けられた情報のほか、次に掲げるものとしている。

(ア) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関するもの 行政情報の目録、個人情報取扱事務に係る届出一覧等

(イ) 市の基本計画及び主要事業に関するもの

- ・ 市の総合計画及びその実施計画
- ・ 市の行政改革大綱及び集中改革プラン、行政評価等

(ウ) 事務事業の運営に関するもの

- ・ 例規、事務手引、審査基準及び処分基準
- ・ 財政状況、監査結果等
- ・ 市の組織並びに市の職員の定数及び給与
- ・ 各種事務事業の運用状況
- ・ 出資等法人の決算書、予算書等

(エ) 市議会に関するもの 市議会の議案書、予算書、決算書、会議録等

(オ) 市民参加手続に関するもの

- ・ 条例第26条第3項第3号の附属機関及び市長が設置する附属機関に準ずる機関の会議結果、会議の開催日時及び委員名簿並びに答申、提言等
- ・ 伊勢崎市情報公開の総合的な推進に関する規程（平成22年伊勢崎市訓令甲第1号。以下「規程」という。）第3条第3号アに規定するパブリックコメント手続、市民会議、市民対話説明会、市民アンケート等における資料及びその実施結果

(カ) 契約に関するもの 競争入札に係る契約結果、公共工事の発注見通し等

(キ) 広報に関するもの

- ・ 市の広報紙及び市勢要覧
 - ・ 市の観光、公の施設の利用、市が行う行事等に係るパンフレット、リーフレット等
 - (ク) 統計資料
 - (ケ) 市史、郷土資料等
 - (コ) 前各号に掲げるもののほか、規程第4条に規定する情報に関するもの
また規程第4条では、所管課長は、次に掲げる市政情報その他の情報の提供に努めなければならないとし、
 - (サ) 環境、福祉、保健衛生、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある情報
 - (シ) 市民の意識、生活実態等に関する調査結果に関する情報
 - (ス) 統計に関する情報
 - (セ) 市が行う行事に関する情報
- であるとしている。

(2) 結論

なお、(サ) 環境、福祉、保健衛生、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある情報のうち、環境において市民生活に密接な関係がある情報として、市民情報コーナーに配架している資料の具体例は、ごみの収集日やごみの分け方などの情報である。

したがって、本件対象行政情報は、上記6の(1)に掲げる市政情報に該当するものがないことから、本号に規定する市政情報に該当しない情報であると判断するものである。

7 本件異議申立ての理由として適用した条例第29条の解釈について

条例第29条は、実施機関はこの条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政情報の管理に関する必要な事項を定め、これに基づき、行政情報を適正に管理するものとするとしている。

実施機関の説明及び異議申立人の主張を整理すると、実施機関が代表者会議の議事録等を作成しなかったことが妥当であるか否かが本異議申立事件の争点の1つとして考えられる。

4. 代表者会議における資料及び議事録等に関連する一切の文書の存否について述べたとおり、実施機関の説明に不合理はないものであると考えられることから、条例第29条に反しないものであると考えられる。

8 その他

当審査会は、実施機関が行った公開決定等に対して不服申立てがなされた場合において、その対象となる行政情報が不存在か否かを条例等の規定及び趣旨に照らしながら調査審議するものであることから、異議申立人のその余の主張については、本異議申立事件の調査審議の対象とはしなかった。

9 結論

以上のとおりであるから、本異議申立事件に対して当審査会は、上記第1の結論のとおり答申するものである。

第6 調査審議の経過

当審査会における本異議申立事件に係る調査審議の経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審査会における調査審議の経過

年 月 日	審査会における手続	事務手続
平成 27 年 10 月 15 日		○ 実施機関から「諮問書」を受領
平成 27 年 10 月 30 日		○ 実施機関に「行政情報公開決定等理由説明書」の提出要求
平成 27 年 11 月 5 日		○ 実施機関から「行政情報公開決定等理由説明書」を受領
平成 27 年 11 月 16 日 (第 5 回審査会)	○ 審議 (経過報告)	
平成 27 年 11 月 20 日		○ 異議申立人に「行政情報公開決定等理由説明書」の写しを送付
平成 27 年 12 月 4 日		○ 異議申立人から「意見書」を受領
平成 27 年 12 月 16 日		○ 実施機関に「意見書」の写しを送付
平成 28 年 1 月 18 日 (第 6 回審査会)	○ 実施機関による口頭理由説明 ○ 審議	
平成 28 年 2 月 18 日 (第 7 回審査会)	○ 異議申立人による口頭意見陳述 ○ 審議	
平成 28 年 3 月 22 日 (第 8 回審査会)	○ 審議	
平成 28 年 4 月 25 日 (第 1 回審査会)	○ 審議	
平成 28 年 5 月 31 日 (第 2 回審査会)	○ 審議	